

情審第48号
令和7年2月19日

長野市長 荻原 健司 様

長野市情報公開審査会
会長 関 良徳

長野市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年3月19日付け5広第 153号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

長野市長（以下「実施機関」という。）が、令和5年10月5日付け5広第49号で行った部分公開の処分は結論として妥当であるが、別表に掲げる部分については公開すべきである。

2 本件事案の経緯

(1) 公開請求

審査請求人は、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、令和5年9月26日付けで「記者クラブ名簿（記者名含む）（最新のもの）」について、行政情報の公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、審査請求人が公開請求した行政情報について、「令和5年度長野市政記者クラブ加盟社一覧及び長野市政記者会加盟社一覧」、「令和5年度プレスリリース配信先アドレス一覧表」と特定し、これらについて、条例第7条第2号の個人に関する情報に該当する部分を非公開として、令和5年10月5日付け5広第49号で行政情報部分公開決定の処分を行った。

(3) 審査請求

これに対して、審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年12月11日付けで実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

併せて、審査請求人から条例第26条に基づく審査会に対する口頭意見陳述の申立てがあった。

(4) 諮問及び弁明書の提出

実施機関は、条例第18条の規定に基づき、令和6年3月19日付け5広第 153号により、当審査会に対して諮問し、併せて弁明書を提出した。

(5) 反論書

実施機関からの諮問及び弁明書の提出を受け、審査会から審査請求人に対し、反論があれば令和6年4月17日までに反論書を提出するよう通知したが、期限までに提出はなかった。

(6) 口頭意見陳述

令和6年8月29日及び令和6年11月1日に口頭意見陳述の機会を与える旨通知したが、審査請求人の都合により実施されず、改めて審査請求人に確認したところ実施しなくてもよい旨申し出があった。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

長野市行政情報部分公開決定通知書により、審査請求人に対して通知した行政情報部分公開決定処分を取消し、記者氏名の公開を求める。

(2) 審査請求の理由

プレスリリース配信先アドレス一覧表の中で、名前とメールアドレスが非公開となっている。公開しない理由として、条例第7条第2項に該当し、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるためとあるが、「特定の個人を識別」は非公開理由の具体性がない。

他自治体では記者クラブの記者氏名を公表している。

仙台市の開示事例を添付する。

本処分は不当であり、記者氏名の公開を求める。

4 実施機関の弁明要旨

プレスリリース配信先アドレス一覧表は、実施機関が報道機関各社の記者等から任意で情報提供を受けて作成したもので、公開することについて同意を得ていない。また、業務上必要なものとして利用しているもので、庁内に公表しているものではないことから本審査請求には応じられない。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例第1条には、「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすること等情報公開の総合的な推進に関し定めることにより、市民の市政参加を一層促進するとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、市政運営における透明性の向上を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。」とされている。

この条例において、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、条例の目的を実現するため、その運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、本件審査請求について判断するものである。

(2) 対象行政情報について

本件処分の対象となった行政情報は、実施機関が作成した「プレスリリース配信先アドレス一覧表（R5.8.16 現在）（以下「本件対象行政情報」という。）」であり、本件対象行政情報は「報道機関名」、「名前」及び「メールアドレス」の欄で構成されている。

(3) 本件審査請求に対する審議事項について

実施機関は、上記(2)について行政情報部分公開決定とする処分を行い、非公開とした「名前」及び「メールアドレス」の欄については、いずれも条例第7条第2号に該当するものとしている。

そこで、当審査会は本件処分が妥当であったかについて判断する。

(4) 条例第7条第2号の該当性について

長野市は、会議、行事、催し物の案内、事業報告などで、記者会見での説明は必要としないが、資料の提供をしたいときに、報道機関への簡易な情報提供の手段として、プレスリリースを行っている。

プレスリリースの方法は、報道機関から任意で情報提供を受けた配信先にメール送信しており、この配信先を一覧表としてまとめたものが本件対象行政情報である。

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるもの」を非公開情報として規定している。これに対して、同号ただし書「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」、「エ 実施機関が実施する事務事業であって予算執行を伴うものに係る情報のうち、公益上公開することが必要であり、かつ、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる情報であって実施機関が公表した基準に該当するもの」のいずれかに該当する情報については、公開する旨規定している。

(ア) 名前の欄

当審査会において本件対象行政情報の非公開部分を見分したところ、名前の欄には、個人の氏名、報道機関の名称、部署名及び報道機関内部の役割を示すと考えられる名称が記載されており、何も記載がされていない空欄の部分も認められた。

個人の氏名については、条例第7条第2号の規定で非公開とされている。また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非公開としたことは妥当であると判断する。

報道機関の名称、部署名及び報道機関内部の役割を示すと考えられる名称については、法人に関する情報であると認められることから、条例第7条第2号ではなく、条例第7条第3号による公開・非公開の妥当性を次の(5)で判断することとする。

何も記載されていない空欄の部分については、非公開とする理由がないことから公開することが妥当であると判断する。

(イ) メールアドレスの欄

当審査会において本件対象行政情報の非公開部分を見分したところ、ユーザー名に個人名が記載されているものと記載されていないものがあり、ドメイン名には報道機関の名称が記載されていることが認められた。

ユーザー名に個人名が記載されているものについては、ドメイン名の報道機関の名称を組み合わせることによって、特定の個人を識別することができることから条例第7条第2号に該当し、非公開としたことは妥当であると判断する。

ユーザー名に個人名が記載されていないものについては、事業活動として利用されているものと考えられ、法人に関する情報であると認められることから、条例第7条第2号ではなく、条例第7条第3号による公開・非公開の妥当性を次の(5)で判断することとする。

(5) 条例第7条第3号の該当性について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。」「ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」「イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非公開情報として規定している。これに対して、同号本文ただし書「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当する情報については、公開する旨規定している。

(ア) 名前の欄

報道機関の名称については、本件対象行政情報の報道機関名の欄において、既に公開されており、非公開とする理由はなく公開することが妥当と判断する。

報道機関の部署名及び報道機関内部の役割を示すと考えられる名称については、当該情報を公開することで、プレスリリースの配信先の部署等が分かるとしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは考えにくいことから公開することが妥当と判断する。

(イ) メールアドレスの欄

当審査会において、報道機関が開設しているホームページを閲覧したところ、一部のメールアドレスについて会社情報として公開されていることが確認できた。これらについては、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは考えにくいことから公開することが妥当と判断する。

メールアドレスがホームページで確認できなかったものについては、公開することにより、事業とは関係のないメールが届くことで、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号に該当し非公開とすることが妥当と判断する。

(6) その他事項の該当性について

審査請求人は、「他自治体では記者クラブの記者氏名を公表している。」と主張している。

審査請求人が提出した仙台市の市政記者クラブ名簿について、当審査会において、仙台市に聴取したところ、記者クラブに加盟している報道機関には担当記者がおり、担当記者名の公開を前提に名簿を作成している。名簿は記者室前に掲示されているとのことであった。これは、仙台市情報公開条例第7条第2号イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の規定により公開されたものと考えられる。

一方、長野市の市政記者クラブ及び市政記者会について、実施機関に聴取したところ、報道機関の名称のみの登録を求めており、所属する記者の氏名については、登録を求めている。本件対象行政情報は、市政記者クラブ及び市政記者会の名簿ではなく、プレスリリースの配信先として報道機関から任意で情報提供を受けたものであり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、一部非公開としたことは妥当であると判断する。

(7) 結論

以上のことから、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(8) 審査に関わった委員

会長 関 良徳、委員 飯田 武寛、委員 久田道人、委員 三浦 正士、委員 中澤 和彦

6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和6年3月19日	審査会（諮問書及び弁明書受理）
令和6年5月14日	審査会（審議）
令和6年7月4日	審査会（審議）
令和6年7月30日	審査会（審議）
令和6年8月29日	審査会（審議）
令和6年11月1日	審査会（審議）
令和6年12月17日	審査会（審議）
令和7年1月21日	審査会（審議）

令和 7 年 2 月 19 日	答申
-----------------	----

【別表】

項目名	公開すべき部分	非公開 (第 7 条第 2 号)	非公開 (第 7 条第 3 号)
名前	7 段目、9 段目、11 段目、19 段目、23 段目、24 段目、25 段目、34 段目、35 段目、41 段目、50 段目	公開すべき部分を除くすべて	なし
メールアドレス	7 段目、35 段目、50 段目	1 段目～6 段目、8 段目、12 段目～18 段目、20 段目～22 段目、27 段目～33 段目、36 段目～39 段目、42 段目～44 段目、46 段目～49 段目、51 段目	9 段目～11 段目、19 段目、23 段目～26 段目、34 段目、40 段目、41 段目、45 段目、